

名古屋市上下水道局管理規程第13号

名古屋市上下水道局分課規程（令和6年名古屋市上下水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

第1条中「営業センター
営業所」を「営業センター」に改める。

第6条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第13条第6号中「事務改善」を「業務改革」に改める。

第14条第6号中「高度技術」の次に「の企画調整」を加え、同条第7号中「支援」の次に「の企画調整」を加える。

第22条（見出しを含む。）中「及び同部営業所」を削る。

第29条中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) 工業用水道事業に係る配水管、連絡管、量水器その他附属設備の維持管理の調整に関すること。

第29条中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 設計関係事務に関すること。

別表第1 東部営業センターの項の次に次のように加える。

北部営業センター	北区 西区 中村区 本市の区域外における給水区域
----------	--------------------------

別表第1 北営業所の項及び中村営業所の項を削る。

別表第4 西部水処理事務所の項中「藤前ポンプ所」を「藤前ポンプ所 広川ポンプ所」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の名古屋市上下水道局分課規程に規定する次表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている職員については、別に勤務場所決定が発せられた場合を除き、この規程の施行の日に、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

経営本部営業部北営業所	経営本部営業部北部営業センター
経営本部営業部中村営業所	

(名古屋市上下水道局工務長設置規程の一部改正)

- 3 名古屋市上下水道局工務長設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第 6 号）の一部を次のように改める。

第 2 条の表経営本部営業部東部営業センターの項の次に次のように加える。

経営本部営業部北部営業センター	2
-----------------	---

第 2 条の表経営本部営業部北営業所の項及び経営本部営業部中村営業所の項を削る。

附則第 2 項中「、同部北営業所」を削る。

(名古屋市上下水道局職員の管理職手当に関する規程の一部改正)

- 4 名古屋市上下水道局職員の管理職手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第33号）の一部を次のように改める。

第 2 条第 5 号中「、営業所長」を削り、同条第 6 号中「、営業所副所長」を削る。

(名古屋市上下水道局安全衛生管理規程の一部改正)

- 5 名古屋市上下水道局安全衛生管理規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第38号）の一部を次のように改める。

第 7 条の 2 第 5 項中「昭和25年名古屋市条例第32号」を「令和 7 年名古屋市条例第42号」に改める。

第18条第 3 号を削り、同条第 4 号ただし書中「前 2 号」を「前号」に改め、

同号を同条第 3 号とする。

(名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程の一部改正)

6 名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第39号）の一部を次のように改める。

別表経営本部総務部調査課の項を削り、同表経営本部営業部東部営業センターの項の次に次のように加える。

経営本部営業部北部 営業センター	経営本部営業部北部 営業センター	センター長補佐（営業総括担当） センター長補佐（給排水工事総括担当） センター長補佐（地域サービス総括担当）
---------------------	---------------------	--

別表経営本部営業部北営業所（本部）の項、経営本部営業部北営業所（サービスステーション）の項及び経営本部営業部中村営業所の項を削り、同表技術本部建設部建設工事事務所の項の次に次のように加える。

技術本部管路部配水 設計課	技術本部管路部配水 設計課	課長補佐（東部設計総括担当） 課長補佐（西部設計総括担当） 課長補佐（受託設計総括担当）
------------------	------------------	--

(名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程の一部改正)

7 名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第 2 号）の一部を次のように改める。

別表第 1 水道事業電気主任技術者の部営業部の款営業課の項中「料金課東分室」を「給排水設備課東分室」に、

「

を

「

北部営業センター
北部営業センター北分室

に、

」

「

南部営業センター瑞穂分室
北営業所
西サービスステーション
中村営業所

を

」

「

旧西サービスステーション

に改め、同表下水道事業電気主

」

任技術者の部施設部の款西部水処理事務所の項中

「

藤前ポンプ所

を

」

「

藤前ポンプ所
広川ポンプ所

に改める。

」

(名古屋市上下水道局水道技術管理者等設置規程の一部改正)

- 8 名古屋市上下水道局水道技術管理者等設置規程（平成13年名古屋市上下水道局管理規程第30号）の一部を次のように改める。

別表中「経営本部営業部営業センター 経営本部営業部営業所」を「経営本部営業部営業センター」に改める。